

令和7年4月25日

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也  
(公印省略)

### 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 水位計用記録紙外購入(オープンカウンター方式)
- 2 納 入 場 所 福岡県久留米市安武町武島1063-2  
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所
- 3 納 期 契約日から30日以内とする。
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ見積書を提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 なし

### 3 見 積 書 等

- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。
- 2) 提 出 方 法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達)の記録が残る方法に限る。
- 3) 提 出 期 限 令和7年5月13日 11:00 まで
- 4) 宛 先 独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 経理課 猿渡・赤松  
FAX 0942-26-1525  
電子メール nyukei\_chikugokaryu@water.go.jp
- 5) 質 問 書 令和7年5月2日16:00まで  
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和7年5月14日 11:00 までとします。

7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

5 その他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 請負代金の支払いについては、履行完了後（納品確認後）の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

## 水位計用記録紙外購入 仕様書

### 第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する水位計用記録紙外購入に適用する。

### 第2節 納入場所

福岡県久留米市安武町武島1063-2

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

※具体的な納入場所については、機構担当者の指示を受けること。

### 第3節 納入期限

納入期限は、契約日から30日以内とする。

### 第4節 購入の対象物品及び数量

購入の対象物品及び数量は、別表のとおりとする。

なお、同等品による見積も可能であるが、同等品に該当するか事前に電子メール等で問い合わせすること。

また、納品時の運搬、設置等に係る諸費用は見積内容に含むものとする。

### 第5節 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 別表

## 購入品目一覧表

品名	規格	参考物品		単位	数量
		メーカー	品番		
水位計用記録紙	水研62型水位計	ANEOS	6121R	冊	30
水位計記録用 ダートレスペン	水研62型水位計（赤）	ANEOS	PP300-033	個	50
水位計記録用 ダートレスペン	水研62型水位計（緑）	ANEOS	PP300-034	個	50
以下余白					
合計					130

※同等品による見積も可能であるが、同等品に該当するか事前に電話で問い合わせる事。

# くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、「見積依頼書等の交付受領書」くじ用数値の欄に記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和7年4月28日 に交付された水位計用記録紙外購入の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。